

ホームページリンクに関する規則
(平成 23 年 7 月制定、平成 30 年 1 月 21 日改定)

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人 日本緩和医療学会（以下「本法人」という。）が管理するホームページ（以下「HP」という。）を外部のHP上へリンクする事、および本法人HP上への外部からのリンク申し入れに関する基準を定めることを目的とする。

(基準)

第2条 本法人HPを外部団体などのHPへリンクする事、および外部団体のHPを当法人HPへリンクする事に関する申し入れを受諾する場合には、定款第3条（目的）および第5条（事業の種類）に則っていることを基準として、個別に判断する。

2. リンク希望に関して承認の依頼があった場合には、その団体・機関が、次の（1）に掲げるいずれかに該当し、かつ、（2）に掲げるいずれにも該当しないことを基準として、個別に判断する。

(1) 承認することができる場合

- a) 医療・福祉の発展に寄与するものと認められること
- b) 公益性があると認められること
- c) 対象となる団体は、原則として公的学術団体および官公庁等、またはこれらに準ずること
- d) 本法人にとって有益であると認められること
- e) 本法人の事業の目的および内容に照らし、特に必要と認められること

(2) 承認できない場合

- a) 営利を目的とし、特定企業の宣伝等少数者の利益のみを目的とすると認められること
- b) その運営方法が、公正でないとして認められること
- c) その他、本法人の業務の目的および内容に照らし、適当でないとして認められること

(手続き)

第3条 本法人HPを、外部団体などのHPへリンクする事の申し入れがあった場合には、その団体・機関の趣旨、活動の対象者・内容等を記載した所定の依頼文書の提出を本法人あてに受け、理事長、広報委員長が第2条の基準に則り、申し入れの検討の要否およびリンク受諾の可否を判断する。

2. 外部団体などのHPを、本法人HP内へリンクする事の申し入れがあった場合には、その団体・機関の趣旨、活動の対象者・内容等を記載した所定の依頼文書の提出を本法人あてに受け、第2条の基準に則り、理事長、広報委員長が、申し入れの検討の要否を判断する。その受諾に関しては、理事会（メーリングリストを含む）で決定するものとする。事務局は、原則として理事長名によりその団体・機関に対してリンク申し入れの結果を通知し、理事会に報告する。

(URL)

第4条 外部HPから本法人HPをリンクする場合は原則として指定のURLとし、それ以外は認めない。

(取消)

第5条 第2条の定めによりリンクを承認した者であっても、その後不適切と認められた場合には、リンクの承認を取り消し、削除を確認する。

(規則の変更)

第6条 本規則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。